

## 第1回入札等制度検証委員会議事録（概要）

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成18年10月12日(木) 午前9時30分から午前11時30分

(2) 場 所 正庁（福島県庁本庁舎5階）

(3) 出席者

#### ア 委員

会沢テル 安齋勇雄 安齋利昭 相良勝利 清水修二 羽田則男

#### イ 県側

川手副知事 野地総務部長 野崎総務部参事（プロジェクトチーム主任）

高橋総務部参事（プロジェクトチーム副主任） 河野総務部総務予算参事

鈴木行政経営参事 本田農林検査参事 仲沼建設行政参事

(4) 次 第

#### ア 開会

#### イ 委嘱状交付

#### ウ あいさつ

#### エ 事務局紹介

#### オ 委員長選任

#### カ 議事

(ア) 県の検討体制について

(イ) 入札等制度に関する県の課題認識について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) 今後のスケジュールについて

#### キ 閉会

### 2 発言内容

(1) 開会

#### 【事務局】

定刻となりましたので、ただ今から第1回入札等制度検証委員会を開会いたします。

(2) 委嘱状交付

#### 【事務局】

始めに、第1回目の委員会となりますので、委嘱状の交付をさせていただきます。

（各委員に委嘱状を交付）

清水修二委員におかれましては、遅れて出席される旨御連絡いただいておりますので、御報告申し上げます。

(3) あいさつ

#### 【副知事】

おはようございます。第1回入札等制度検証委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

この度の県発注公共工事に関連し、県民の皆様にも多大なご迷惑をおかけし、制度のみならず、県庁そのものに対する信頼を損ねた事態となりましたことは、誠に申し訳なく、改めて心よりお詫び申し上げます。

県といたしましては、入札制度そのものの在り方を、県民を始め、市町村や民間事業者等から幅広く意見を聴くなど、具体的な実態調査を通して様々な視点から検証を行うとともに、先の県入札監視委員会からの提言を踏まえ、この度、入札等制度検証委員会を設置いたしました次第であります。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、委員への就任を御快諾いただきまして誠にありがとうございます。

この委員会におきましては、公共工事における契約の在り方、公共工事における地産地消の在り方はもとより、財団法人福島県建設技術センターの存廃を含めた在り方、技術系職員の関連企業等への再就職の在り方、いわゆる天下りの問題など、いろいろな項目につきまして、聖域を設けることなく、幅広く、様々な視点から検証をいただきたいと考えております。

県といたしましては、正すべきものは正していくと、こういう姿勢で、当検証委員会からの様々な御意見、御提言を踏まえ、できるならば遅くとも年内には、より公正で透明性の高い抜本的な改革案を策定して参りたいと考えております。

県政に対する県民の皆様の一日も早い信頼回復に向け、最大限の努力を傾注して参りますので、委員の皆様方におかれましても、忌憚のない御意見を願いたいとしまして、ごあいさつとさせていただきますと思います。

よろしく願います。

#### (4) 委員長選任

##### 【事務局】

要綱第4条第1項の規定により、委員の皆様のご互選で委員長を選任することとなっておりますので、よろしく願います。

##### 【委員】

こういう委員会の場合、学者の方が委員長になるのがよろしいと思うのですが、清水先生は入札監視委員会の委員長ということですので、相良先生が適任かと思えます。

##### 【各委員】

異議なし。

##### 【事務局】

それでは皆様御異議がないようですので、相良委員に願いますこととさせていただきます。

##### 【委員長】

議事に入る前に、本委員会は原則公開とさせていただきますが、内容が、個人情報など、県の情報公開条例の不開示事由に該当する情報を扱う場合、あるいは会議を公開することによって公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生じるような場合には、非公開とさせていただきますとすることがあるということにしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

##### 【各委員】

異議なし。

#### (5) 議事

##### 【委員長】

議事の一つ目「県の検討体制について」を事務局より説明をお願いします。

##### 【事務局】

(資料1「入札等制度検証委員会に関する検証等組織について」により説明)

この委員会は県の条例設置の審議会ではありませんので、特に定足数を定めておりません。全員がお揃いになるのはなかなか難しいと思っておりますので、定足数等を定めず、御出席等できない場合には、別途その委員会での案件についてお伺いするという形を取りながら進めさせていただきますと考えておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

県といたしましては、副知事をトップとする県の入札等制度改革部会に対して、この入札等制度検証委員会から様々な御提言をいただき、それを踏まえて改革部会で県としての改革案を策定するという流れで進めて参りたいと考えております。

**【委員長】**

続きまして、議題の二つ目「県としての課題認識について」説明をお願いします。

**【事務局】**

(資料2「入札等制度に関する県の課題認識」により説明)

**【事務局】**

若干補足をさせていただきます。昨日、県議会の特別委員会がありまして、例えば建設技術センターについての検証をするのであれば、類似のものとして土地改良事業団体連合会(土地連)や県の下水道公社といったところがあるのではないかと、これらについての議論はどうするんだという御指摘がありました。それについては、聖域なくということからして、当然に議論の対象になることを排除するものではないということをお答えをしております。

公社等の点検評価委員会の報告書をお示ししましたが、これは経営面から見るという形での評価でありまして、今回のような事態を招くようなことが底流にあったということについては、当時の評価の際には視点としてもともと持っていなかった結果がこの報告書になっているということを申し上げさせていただきます。

**【委員】**

資料が膨大になるものですから、できましたら委員には事前に見る余裕をいただきたいと思っております。

9月22日に提出された入札監視委員会からの意見について、県当局としてはどの程度検討に入っているのか、具体化をしているのか、今後どう対応していくのかについてお聞かせいただきたいと思っております。

課題認識の中で、技術系職員とあるけれども、果たして技術系職員だけでいいんだろうかということ。聖域なきというのであればやはり県全体、県職員全体という認識でないかと。もう少しその考え方を議論させていただきたいと思っております。

建設技術センターの問題が出ていますけれども、解散権はどちらにあるかということ。現実には市町村とかが関係してるわけですが、これから土地連や下水道公社もと言うのでしょうか、果たしてその権限が我々の検証委員会に与えられているのかどうか。結論が出た場合に、責任を持って県なりができるのかどうか、法的な部分も含めてきちんとしていきたい。建設技術センターにはプロパーを含めて多くの職員がおります。県の方は戻ってほしいのですが、プロパー職員がいるわけですから。

**【事務局】**

資料を見る余裕が欲しいというお話でございますが、委員の皆様方からこういう資料、物が欲しいというものを提供していただきまして、できるだけ早く、次回の検証委員会の前に皆様のお手元にお届けできるようにしたいと考えております。

県の入札監視委員会からの提言を踏まえて県としてどのような取組状況にあるのかということでございますが、提言の中身を踏まえて先ほどの課題認識を出させていただきました。県といたしましては、これを踏まえてこの検証委員会を設置をし、具体的に入札等の制度について議論をいただいて、それを県として受け止めていくという形で進めていきたいと考えております。

技術系職員だけではないのではないかという話につきましては、まことにごもっともな話でございます。今後検証委員会の検証作業の中で、技術系職員だけでなく事務系職員がどのようにかかわっていくべきなのか、どのようにあるべきなのか、どうであったのかということを含めまして、検証を当然やっていかなければならないと考えております。

建設技術センターの関係につきましては、委員のおっしゃるとおり、県だけで勝手に決められるものではございません。市町村に対する支援という大きな役割も担っております。それからもちろんプロパー職員も抱えております。そのことを踏まえながら、建設技術センターの在り方については、本来の在るべき姿、存廃、別な形で存続させるかなどを含めて、この検証委

員会の中で議論をしていただいた上で、法的な整理や市町村の御要望もこの委員会で聴いていただき、市町村の考え方も踏まえながら、方向性を出していただければと考えております。

**【副知事】**

基本的な考え方を申し上げたいと思います。聖域がないとはまさにそのことでありまして、そこから出るいろいろな問題点等について十分御議論いただいて、責任はしっかりと私どもが持つていくということでございますので、仮に、建設技術センターの件につきましても、もし廃止すべきだということであれば、もちろん市町村の調整等いろいろありますが、これは県が責任を持って対応いたします。ただ、そういう問題があるからといって、問題に対して顔を背けることはできないと思っていますので、真っ正面から向かっていきたいと考えております。

技術系職員だけかということもありましたけれども、当面の問題はそういう問題になっています。ただ、この問題、天下りについては事務系もあるわけですので、当然そういった問題についても真っ正面から向き合っていく所存でございますので、そういう意味で聖域がないということで慎重に御議論いただければと思います。

**【委員】**

談合問題ですが、いろんな面にメスを入れなくちゃいけないと思います。県の人事問題も口に出ざるを得ないと思うのですが、それでもよろしいかを確認したいと思います。

**【事務局】**

私どもとしては、全く何の制約もなく、ここで御議論をいただければと思っております。

**【委員】**

この課題認識は、今後、談合等をなくするにはどうするかという方向性の課題だと思えます。

談合の起きた原因といったことについては、報道を見る限りは、トップの方が問題を起こしている。組織全体がそれを阻止できなかったということだと思えます。だから、まずそういうことが起きる原因としては、人的な、当事者間の意思の問題と、機構の問題があると思うので、談合が起きる現象的なものについてまず答えを出してもらう必要があるのではないかと思います。なぜ、談合が発生するのか。それが課題認識に入っていないのではないかと思います。

**【事務局】**

課題認識という資料を出させていただいた趣旨を少し説明をさせていただきたいのですが、私どもは、今回この検証委員会に臨むに当たっては、聖域なく議論をする、何ら論点について制約を設けることはないということで、すべてこの委員会の委員の皆様方の論議にお任せをするという態度です。それは、基本的なこととしては、今後とも貫いて参りたいと思っているわけですが、第1回目の会合に当たりまして、皆様方に、私どもが今論点であると思っているのは何かということをお示しすることが、これから始まる論議のためにある程度お役に立てるのかなということをお示しをしたものであります。

これに書かれていないことについてどうするんだということについては、今後の委員会での検証の中でどんどん論点を挙げていっていただき、あるいは、私どもに注文を付けていただければよろしいということです。これが論点のすべてであるという趣旨でお示しをしたものではないということで御理解をいただきたいと思います。

**【委員長】**

今、県側から一定の議論の材料といったものをお示しいただきました。そういったものも含めまして、これから具体的にこの検証委員会で議論を詰めていって、課題を絞り込んで、それに対する回答案を提示しなければいけません。

とりあえずは県側の課題の中の1番目、公共工事における入札制度の在り方、これは広すぎてちょっと難しいのですが、この辺についていかがでしょうか。例えばこの中には、入札の監視システムなどは入っていないようですが。

【委員長】

福島県には入札監視委員会というものがあまして、必ずしも機能しなかったのではないかとされており。これを機能させるのはものすごく難しいのだらうと思いますが、ここから一定の提言が出ているところでもありますので、とっかかりとしてその辺から議論に入ってはどうかと思ったわけでございます。

それと、こういう談合の問題が起きた根本的な原因は何なんだという大きな問題もございまして、いろんな形で検証を積み重ねながらこの委員会で詰めていく必要があると思います。

【委員】

何でもどうぞと言われているわけだけれども、やはりこの委員会の私たちの役割についてはきちんと見通しを持った方がいいんだらうと思いますし、その場合に基本的な論点はどこにあるのかという整理はしておいた方がいいんだらうと思います。具体的な制度の評価に入る前に、そういう作業を今日はしたらいいのではないかと思います。

【委員長】

今回談合問題が中心にあまして、福島県の入札制度がある意味歪められているという状況が背景にございます。ところが、談合問題について、例えば入札監視委員会には立入り調査とかいった捜査権限がありませんので、なかなか入りにくいのです。そうするとかなり制約された中での監視をせざるを得ないのだらう、得なかったんだらうと思いますので、具体的にどんな形で監視委員会が監視をされたのかといったところから入っていただくのがわかりやすいかと考えたのですが。

【委員】

入札監視委員会は2年半前に発足しまして、1期、2期目と私が引き続き委員長をやっております。入札監視委員会の監視の方法は、無作為とは必ずしも言えないのですが、案件を抽出して、事務局からどのようにして入札を行ったか、結果がどうなったかという報告を受けて、それについて問題がないかチェックするという方法でやっています。しかし、この方法は非常に限界があるということは、始めて暫くして気が付きました。

それで、方法の改革を知事に意見として提案する必要があるという議論をしていた矢先にこの問題が表面化したしまして、急いで知事への意見具申に至ったわけです。本来、入札監視委員会がやるべき仕事は、個別の案件をチェックしつつ、制度について検討を加えて、今回のような提案をするということなのではないかと思います。ですから、この間知事に提出した意見具申というのは、これこそ本来の入札監視委員会の仕事だと思います。

【委員長】

どの程度まで深入りするのですか。

【委員】

工事についての入札に関する調書のようなものを提示されまして、それについて経緯を説明してもらいます。説明するのは担当の職員でございまして、まずいことをやりましたという報告があるわけではない。それから、数字を見ても、何か非常に不思議なことが見えても、談合が行われたという証拠がない、証拠がありませんねで終わるのです。それ以上のチェックは、今の設置要綱のもとではできないことになっておりますので、設置要綱そのものを見直すということが必要だと思っております。

この委員会の仕事として入札監視委員会の在り方の再検討というものを入れようと一度は考えたのですが、やはり入札監視委員会の在り方は、入札監視委員会で2年以上の経験に基づいてきちんと議論して、自ら改革をしていく方が順序だとに思いましたので、あえて書きませんでした。ただ、この委員会の中でこのテーマについて検討したいと言われるのであれば、テーブルに乗せてもらってももちろん結構です。

**【委員長】**

談合情報が入ったような場合に、入札監視委員会はどうするのですか。

**【委員】**

談合情報を受けるのは、入札監視委員会ではありません。談合情報を受けるのはあくまで行政、土木部等でありまして、入札監視委員会には、談合情報についての報告がされず。審議の対象でなく報告事項でありまして、こういう情報がありこう処理したということが事後報告されるのです。その措置が適切であったかどうかということについては一応意見を申し述べることができます。

談合情報が入ったときには、その情報が信憑性があるかどうかを、業者に対して行政が聞き取りをやります。それを確認して、疑いがある場合にはその入札を取りやめにします。必ずしも疑わしくない場合には、業者から談合しておりませんという誓約書を取って、入札を実行し、そのことの報告を受けるわけです。そういう方法で本当に談合を防止することになるのかどうかということについては、議論はあります。

**【委員】**

談合というのはつかめないと思うのです。証拠がない、談合自体は、それを把握するのはお金の動きなどで、結局犯罪捜査によってしか明らかにならないのが談合防止の難しさだと思うのです。談合にタッチする者にとっては、更に進むと背任罪、贈収賄罪というようなものになってくるわけです。だから、談合自体は刑法でも刑罰としては懲役2年以下と非常に軽く、時効も短い。しかしその裏では必ずその業者間、業者との癒着において金が動くわけです。それは、公共団体に還元されるのではなくて、個人に行ってしまう。だけれどもその金の流れというのは、入札監視委員会は調べる権限もなにもないですから、入札の結果だけです。書類は完全に整っていると思うのです。

**【委員】**

入札監視委員会は談合摘発委員会ではないと考えてください。あの委員会の目的では、個別の案件に関して談合を摘発するということではできません。そういう仕組みになってません。

ですから、あの委員会の役割は、個別に案件を見ますけれども、入札制度の有効性について検討する素材として抽出するのであって、その事案について談合があったかどうか探り出すということではないのです。1,000件ある中の5件しか選んでないのですから。それだけ取ってみても有効性は極めて疑わしいわけです。

したがって、今回のように、個別の案件を見た上でこの制度は有効なのかどうなのかについての意見を述べるというのが本来の委員会の役割だと思いますので、談合が摘発できなかったのは委員会が機能していなかったからではないかとはお考えいただきたくないと思っております。

**【委員】**

県の方に確かめたいのですが、この委員会への諮問は、談合をなくせということではないですよね。なくすのは正直言って不可能に近いと思うので。談合をできなくするシステムを考えてくれというふうに理解してよろしいですね。

**【副知事】**

改めて言いますが、談合というのは犯罪ですので、これは絶対あってはならないものです。この委員会は、入札制度等を含めた全体の中でより競争性、透明性を高めるよりよい制度を作っていくにはどうすればいいのかといったことについていろいろ御検証をいただき、その中で改善点をいただければ、きちんと県が責任を持って実行する、という内容でございます。

**【委員】**

今回の問題となっている農林水産部と土木部のトップは今日は出席していますか。

**【事務局】**

(今日は出席していませんが、) その時々々のテーマをあらかじめ設定いただければ、それに対応した担当部長なりが出席をさせていただきます。

**【委員】**

公共工事が農林と土木でだいたい年間1千億程度あります。このうちのどのくらい談合で県が損害を被ったのかわかりませんが、膨大な財産がなくなっています。このような財産上の損害を被っているということ、県の担当の方が認識しているのかどうか。

今回の談合の問題で福島県そのもののイメージダウンもかなり起こってまして、一日も早く失地回復をやらなくてはいけないと思っております。

8回でどの程度の問題を提起できるのかという思いで、論点の整理を私なりにまとめて来ました。まだ業務とか何かわからないまま出しましたので、あるいは間違っている面があるかもしれませんけども、お聞きいただきたいと思えます。

(別紙「福島県入札等制度検証委員会論点整理(聖域なき改革)(案)」により説明)

**【委員長】**

私の目を引いたのは、県の発注する公共工事のローコスト化の問題です。今回のような談合問題があるとコストが上がるのは当たり前ですが、そうではなく予定価格の設定の適正化の問題は一度検証しておく必要があるのではないかと思います。現在やっている予定価格の計算の仕方、積算の仕方を一度検証する必要がありますね。このところはぜひテーブルに乗せてみたいと思っています。直接資料で説明を受けてやりとりする必要があると思えます。

また、具体例として宮城県や長野県の入札の透明化といいますが、情報公開の例が提示されておりますので、この資料を手に入れていただきたいと思えます。

**【委員】**

課題認識の検討順序ですが、我々素人には契約の在り方とか地産地消とかはなかなか難しいと思うのです。むしろ、喫緊の問題としては、情報管理の問題から行った方が早く問題の解決につながるのではないかと。入札価格が決定される前提としての見積りとかそういったものの管理がどうかということです。

今回の事件を素人ながら考えてみますと、技術センターでほとんど価格を見積って、そこで実権を持っている。本庁の土木部はただそれを材料にして、決定権はあるんけれども、全面的に技術センターにおんぶしている。しかも部長OBの方が行っているのですから、本庁のトップの方は頭が上がらないと思うのです。そんなところに問題があったんのではないのかと。しかも、本庁の組織図から外れたところにそういった権限のない団体がある。しかし実権は実際はあるということになります。本庁がそちらに対して目が届かないのです。これは重要な問題でないかなと思っております。

だからまず情報管理の在り方からまず出発して、それから情報を得ようとする業者の方の問題があると思うのです。そうすると再就職とかの問題も出てくる。それで最後に現にある技術センターをどうするかというようなことになってくるのではないかと。

地産地消とか、工事の契約をどう選ぶかといったことは、我々はここで技術的な問題について言ったとしても、今回の入札制度に対して根本的な提言はできないと思えます。だから、情報管理の問題を私はポイントにさせていただきたい。それでチェック機能を働かせるにはどうするのか、機構改革というか、機構をどのように手直ししたらいいのかということまで言えるかどうか。根本的な問題はその辺にあるんじゃないかなと思うのです。

**【委員長】**

契約制度の在り方とか地産地消につきましても、この検証委員会で一旦方向付けをしないと県が動けませんので、それは後でやらざるを得ないなと認識しているところです。

それから、建設技術センターの聞き取りをどうしていくか。本当にいっぱい問題を抱えていますから、その検証を通していろんな問題を浮き彫りにしていくというのが一つあります。

【委員】

資料3に今後のスケジュールが事務局の方で用意されていますけれども、2回目は契約の一般的な説明でしょうから、ここから入らないとわかりません。それから建設技術センターを3回目にやって、といい感じで入っているのではないかと私は思いますので、その中に、今日ペーパーで出ている委員の意見や提案を盛り込んで配慮していただければ済むのかなと思います。

【委員】

入札監視委員会の委員長ということで私はこの委員会に入れてもらっています。入札監視委員会は9月22日に、知事にあてて提言をいたしました。7項目にのぼっておりまして、その7つ目につきましては、本日この委員会を発足させていただきまして、実現しました。他の6項目については、具体的な個別の改革の提案になっておりますので、これをぜひこの委員会での議論のたたき台にしていただきたいと思います。

(別紙「公共工事の入札制度改革について - 論点提起 - 」により説明)

【委員長】

入札監視委員会の提言は、非常に立派な提言がなされているわけで、きちんと我々の検証委員会で受け取って、課題の整理の中でこういった問題が今後議論されて詰めていくこととなりますけれども、とりあえずは、今回は聞き取りからされた方がいいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

その前に、私は入札監視委員会で2年半やっておりまして、入札の仕組みについてはおおよそ把握しています。かなり詳しく御存じの委員もおりますが、ほかの方はどうなのでしょう。

【委員長】

土木部から資料の提供を受けますか。

【委員】

私が説明してもいいですよ。こういう問題点があってこういう方法でやっているといった実例を、入札監視委員会に出された資料を参考までにお示しして説明すると。

いずれにしても、今現在の制度がどうなっているか、そこにどういう問題が胚胎しているかということについては、認識を共通にした方がいいと私は思います。その上でヒアリングはした方がよるしいのではないかと思いますけどもいかがでしょうか。

【委員】

できるだけ、委員の先生にお話しいただいた方がいいのではないのでしょうか。

【委員】

私が説明するということですか。それでよろしければ。

【委員】

まだ課題も残っておりますが、完全競争入札ですか、契約の在り方によって談合がなくせるのかどうか、その辺もあるのでしょうか。

【委員】

制度で談合を根絶することは不可能だと思っています。制度というのは万能ではないんです



ね。要するに業界が止めなければ止まないのです。業界を制度でがんじがらめにして身動きできず、談合ができないという制度を作ろうとしても、かなり無理があるし、非常にコストがかかります。

だから、制度でどこまで行けるかということと、それで談合を根絶できるかということはイコールにしない方が私はいいと思ってまして、要するに業界が談合しない、止めるというふうにならないと談合はなくなるというのは、これは厳然たる事実なのです。

だから制度設計でゼロにするということを目的にするのはそもそも求めてはいけません。やはり、業者側にとって談合をすることは意味のないような制度というものを工夫する、それしかないと思っています。

**【委員】**

今回特に問題にされているのは、民間人同士の談合でなくて、いわゆる官製談合だと思うのです。だからその観点もやはり見ていく必要があるのではないかと。

**【委員長】**

官製談合の定義もよくわからない面はありますが。まずは、委員に福島県の入札制度について御説明をいただくか、それとも直接、土木部の説明をいただくかどちらかにしようと思います。

**【委員】**

契約の資料も出ておりますし、委員から話していただく程度でよろしいのでは。

**【委員長】**

検証委員会の検証の意味ですが、実際に現物そのものを検証したい、そういう視点の方がよろしいのではないかと思うのですが。

**【委員】**

技術センターを検証するときの、技術センターの当事者に聞くというのも、私としては無駄なことで、むしろかいつまんだ概要の説明があればそれで十分ではないかと。価格の決定の仕組みとかですね。数回でそんな技術的なところまで我々はいれないので。要するにアドバイスする立場ですから。問題点を。

**【委員長】**

でもどこに問題点があるかわからない状態では議論できないのでは。

**【委員】**

だいたい浮かび上がっているわけでしょう。初めから説明しないとわからないというのはもう議論できないですよ。県から一々聞かなければわからないというのではおかしい。ある程度我々の意見を述べればいいことですから。

**【委員】**

やはり原則はまず事務方、土木部と農林水産部ですか、あるいは建設技術センターをチェックする立場の方から説明を聞いて、それに我々がそれぞれの立場で質問しながら問題点を浮かび上がらせるという方法が一番いいのではないですか。

技術センターからの弁明も聞かないでいきなりなくせといっても、これは不可能な話です。やはり説明だけは聞こうと思います。

**【事務局】**

スケジュールについて少し説明させていただきます。これはあくまで想定ということで書いておりまして、県議会でもこの問題について議論をしたいという組織ができましたことも踏ま

えまして、県議会でも議論をいただけることを想定して、こういうきつぎの日程を出させていただいております。

したがって、これにとらわれなくて、議論を進めていただく中で、とてもこのスケジュールではやれない、もっとやることが出てきそうだとすることであれば、当然延びても構いませんし、それは、これで規定されるものではございませんので、あらかじめご理解いただきたいと思っております。

今の議論を伺ってますと、まず最初に今の県の入札制度全般がどうなっているのかを担当の土木部なり農林水産部から概要を御説明申し上げながら先生方の御意見を出していただくということをまずやるということでしょうか。

それから、ここに10月下旬に建設関係企業・団体、市町村、県民等からの意見聴取というのがありますが、例えば建設技術センターの話を知りたいということであれば、そこを含めてやることは可能でございますので、この委員会でこういうところと決めていただければ、設定いたします。

**【委員】**

ヒアリングする場合に、建設関係の企業からヒアリングをするというときには、非公開にしたい。

**【委員長】**

そういう形にならざるを得ないと思っております。そのような形で議論を進めていきたいと思っております。次回は、土木部と農林水産部からの入札制度の説明、それだけで終わりますか。

**【委員】**

このテーマに沿った話ができると思っております。契約及び地産地消の在り方。これは関係します。

**【事務局】**

私どもが想定しておりました第2回目は、そういう形になるのかなということで書いております。ですから、土木部と農林水産部から現在の契約のやり方等がどういう状況になっているのかを説明します。当然、その中に指名競争入札の地域割りとかいろいろと出てくると思っております。

**【委員長】**

それから、建設業者の方に、拒否されるかもしれませんが、お話を伺うときには、どういう方と会ったかは内密にせざるを得ないかもしれません。その辺のところは配慮したいと思っております。

今後のスケジュールについて事務局からお願いします。

**【事務局】**

お手元の資料3に、とりあえずそういう形で想定をさせていただきました。これはあくまでも想定でございますので、テーマについて、前倒しでこっちをやるとか、これは時間をかけてやるというようなことは、委員会でお決めいただくことだと思いますので、できればこういう形でやれば議会の議論とも噛み合うのかなということで出したものでございます。

とりあえず、10月中旬に第2回目の委員会を開かせていただきたいと思っております。場合によりましては、土曜日、日曜日、あるいは夕方ということも含めて、できるだけ皆さんがお集まりいただけるものを設定したいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

(調整の結果、21日の午前9時30分開催予定となる)

**【委員長】**

最後に、要綱第4条第4項の規定に基づき、委員長の職務代理者を指名できることになっておりまして、清水委員さんをお願いしたいと思います。

**【事務局】**

先ほど会議の公開・非公開をお決めいただきましたが、委員会の資料はもちろんですが、議事録の概要等につきましても、ホームページ上で公表したいと考えておりますが、それをお諮りいただければと思います。

**【委員長】**

それは問題ないですね。それと非公開にした場合でも、概要につきましては後で私から報道関係の方には説明させていただきたいと思います。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

それでは、本日の議事につきましては、これで終了させていただきます。

(6) 閉会

**【事務局】**

それでは、相良委員長はじめ委員の皆様ありがとうございました。以上をもちまして第1回目の委員会を閉じさせていただきます。